

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ブラジルのマンテガ財務相は19日、金融取引税(IOF)の改正を発表しました。本件に関し、現在までに判明していることおよび予想される影響に関する当社の考えについて、以下の通りご案内申し上げます。

【ブラジル市場における金融取引税の改正について】

10月19日にブラジル政府は金融取引税(IOF)の改正を発表しました。マンテガ財務相が発表した内容によれば、「ブラジルの国内債券に加え株式に適用対象を拡大するとともに税率を2%に引き上げる」となっています。なお、ブラジル債券とは利付債券、割引債券の区別無く全ての債券が対象となります。適用開始は10月20日の予定となっていますが、詳しくは下表をご参照ください。

金融取引税とは外国人投資家による金融取引にかかる税金のことを指します。これまで施行されていた内容としては、金融危機直後の2008年10月まで1.5%の税率が債券に対して課されていましたが、その後改正され非課税となっていました。今回の非居住者に対する課税は、過熱するレアル高に対して一定の歯止めをかけようとするブラジル当局の姿勢が見られます。また、資金流入時だけではなく、流出時においても保有期間によって課税されることから、短期的(投機的)な資本フローも抑制する狙いがあると考えられます。

【非居住者投資家に係る改正内容(予定)】

対象取引	現行	改正方針(予定)
取引所取引での株式およびデリバティブの購入代金(公募・有償増資による払込代金を含む)の送金に係わる為替取引	0% (決議 2689 により非課税)	2% (株式・債券とも)
債券・確定収益デリバティブを含む上記以外の投資商品の購入代金の送金に係わる為替取引	0% (改正令 6613 により非課税)	
全ての投資商品の売却代金の回金に係わる為替取引	0% (決議 2689 により非課税)	
株式配当金(Dividend/Interest over Capital)およびインフレ調整金の回金に係わる為替取引	0% (改正令 6391 により非課税)	
債券利金の回金に係わる為替取引	0%(適用対象外)	
債券への30日未満の短期投資(売却および償還)から生じる収益	(a) 売却/償還金額×1%×保有日数、もしくは、 (b) 売却/償還益×保有日数に応じた下表の税率のいずれか小さい方の額	

保有日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
税率(%)	96	93	90	86	83	80	76	73	70	66	63	60	56	53	50
保有日数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
税率(%)	46	43	40	36	33	30	26	23	20	16	13	10	6	3	0

出所:日本トラスティ・サービス信託銀行
2009年10月20日時点

【ブラジル金融市場について】

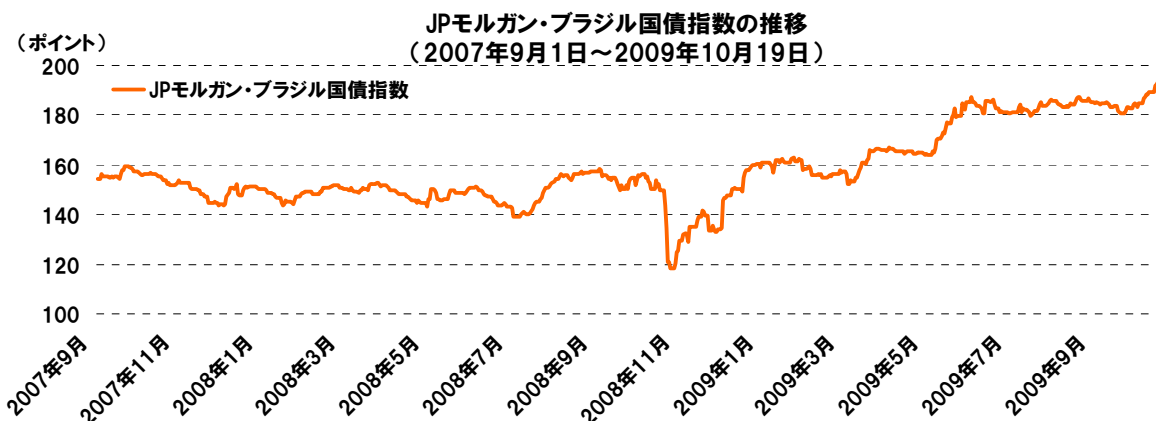
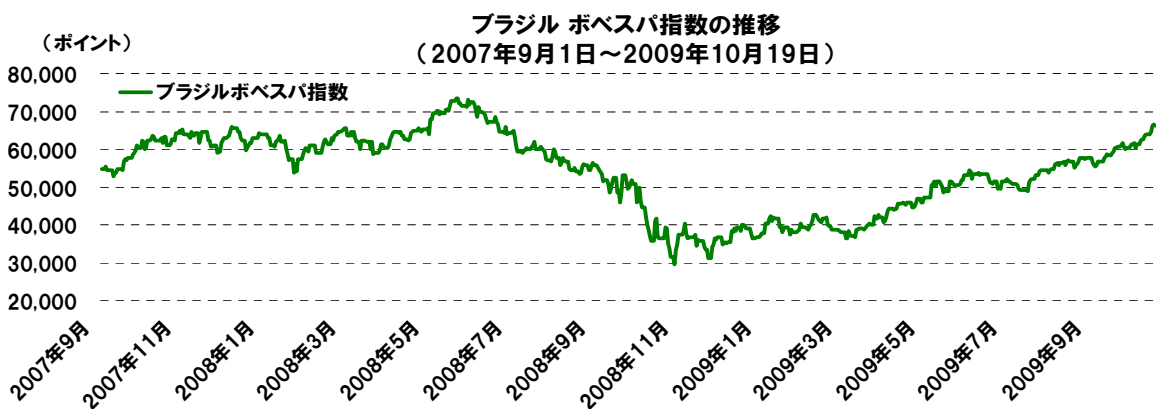
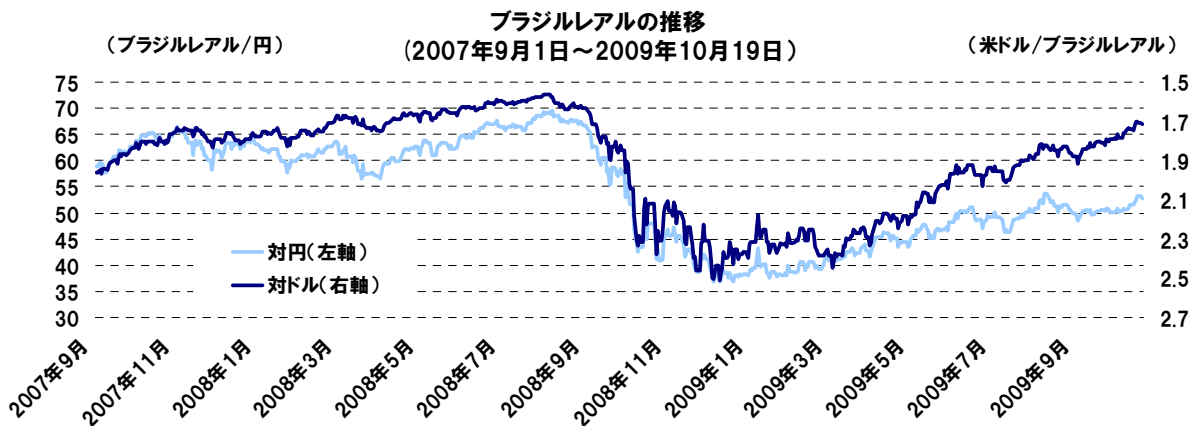
足元では、ブラジル経済への期待感やリスク選好の高まり、株式市場への資金流入などからレアル高傾向が強まっており、ブラジル政府は過度なレアル高を警戒し、ブラジル中央銀行は9月から10月にかけて積極的に為替介入を行ってきています。今回のブラジル政府による金融取引税の改正は、投資資金の流入によるレアル高対策の一環と見られています。

2008年のリーマンショック以後、株式市場、債券市場、為替市場は大きく下落する展開となりました。しかしながら、景気回復への期待感やリスク選好の戻り、堅調な商品市場などの支援材料を受け、足元ではリーマンショック時を上回る水準で推移しています。ブラジルの代表的な株価指数であるボベスパ指数は、年初来79.1%と大きく上昇しています(10月19日時点)。債券市場も同様に、JPモルガン・ブラジル国債指数は2005年9月末以来の最高値圏で安定して推移しています。為替市場についても、レアルは米ドル、円に対して年初来でそれぞれおよそ35%近くまで上昇するなど堅調な展開となっています。(10月19日時点)



【予想される金融市場への影響】

1. 為替市場： 今後資金流入ペースが鈍化すればレアル高が調整することも予想されます。また、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引においては、オフショアでの為替取引ですので今回の課税の対象外となります。
2. 債券市場： ブラジル国内債券市場は対象となり、購入時に2%の課税がなされることから、これまでの上昇ペースが鈍化することも予想されます。ただし、ユーロ市場は対象外です。
3. 株式市場： ブラジル国内株式市場は国内債券と同様な影響が予想されます。預託証券(DR)関連は現在のところ対象外と思われます。



出所: Bloomberg



ご留意事項

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(目論見書)や契約締結前交付書面を良くご覧ください。

● 投資信託に係る費用について

【ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

■ 申込時に直接ご負担いただく費用 … 申込手数料 上限5.25%(税抜5.00%)

■ 換金時に直接ご負担いただく費用 … 信託財産留保金 上限0.5%

■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用 … 信託報酬 上限1.974%(税抜1.88%)

■ その他費用 … 上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。

投資信託説明書(目論見書)、契約締結前交付書面等でご確認ください。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く投資信託説明書(目論見書)や契約締結前交付書面をご覧ください。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱の販売会社にお問合せください。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

